

## 沖縄県介護保険事業推進基金条例の一部を改正する条例

沖縄県介護保険事業推進基金条例（平成24年沖縄県条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

介護保険事業の健全かつ円滑な運営を推進し、及び高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう必要な支援を行うことを目的として、引き続き県が行う事業を実施し、及び市町村等が行う事業を支援するため、基金の設置期間を延長する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。